



ひらた行政だより

令和 6 年度平田村エネルギー価格高騰対策低所得世帯緊急支援事業

電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1 世帯 36,000 円の給付金を支給します。

また、低所得世帯のうち、18 歳以下の児童がいる世帯に対し児童 1 人当たり 20,000 円を加算します。

支給対象世帯

基準日(令和 6 年 12 月 13 日)において平田村に住民登録があり、世帯全員の令和 6 年度住民税が非課税の世帯が対象です。

ただし、次の世帯は給付金の対象外となります。

- ・ 世帯の全員に住民税が課税されている親族等の扶養になっている世帯
- ・ 他市区町村で給付金の対象となっている世帯(未受給の場合も含む)

支給額

- ・ 1 世帯当たり 36,000 円(国交付金活用分 30,000 円、福島県事業活用分 6,000 円)
- ・ 18 歳以下の児童 1 人当たり 20,000 円を加算(平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた児童)

※通知に記載の支給金額を必ずご確認ください。特に 18 歳以下の児童の人数などにより金額が変動する場合は、別途役場での手続きが必要です。至急担当課までご連絡ください。

給付金の手続き

対象と思われる世帯には、給付内容が書かれた通知を送付しています。

ただし、次の場合は担当課へ連絡してください。

- ・ 給付金の受給を辞退する場合
- ・ 支給金額に変更の必要がある場合(加算対象児童)

必要事項を記入のうえ、次の書類を添付して提出してください。

- ・ 世帯主の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等)
- ・ 世帯主名義の振込口座が確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード 等)

同封された返信用の封筒にて令和 7 年 3 月 14 日(役場必着)までにご返送ください。

未申告の方や、令和 6 年 1 月 2 日以降に転入等された方が世帯に含まれる世帯

世帯に令和 6 年 1 月 2 日以降に転入された方は、本村に住民税の課税情報がありません。そのため、給付金の申請が必要、前住所地の市区町村から住民税が非課税である証明書をお取り寄せいただき、次の書類を添付して申請の手続きをお願いします。

- ・ 世帯主の本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等)
- ・ 世帯主名義の振込口座が確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカード 等)
- ・ 前住所地の市区町村が発行した令和 6 年度課税証明書

役場にて請求書を取得の上、お手続きをお願いします。

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

「基準日以降に生まれた新生児」や「世帯外で扶養する児童」がいる場合
給付金を受け取るには追加で申請が必要です。 役場 健康福祉課にご相談ください。

支給時期

村が申請書を受理してから 2～3 週間後が目安です。

提出方法及び提出先

村から案内が届いた方は、同封の返信用封筒にて提出してください。
もしくは、役場に直接ご提出ください。

申請期間

申請書を受理してから令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

受付時間

平日（8：30～17：15）
期限までに提出がない場合、受給を辞退したものとみなします。早めの提出をお願いします。

注意事項

振り込め詐欺や個人情報、給付金の支給に関する詐欺にご注意ください。

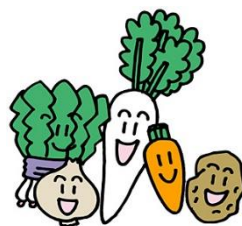
本給付金に関して、ＡＴＭ等の操作をお願いすること、受取のための手数料などの振込を
求めること、キャッシュカード暗証番号を伺うことは絶対にありません。

健康福祉課 ☎55-3119

平田村食生活改善推進員の伝達講習会のお知らせ

福島県の郷土料理を食改さんと一緒に作ってみませんか。

講習会に参加希望の方は、3 月 3 日（月）
までに健康福祉課へお申し込みください。
申込された方には後日詳細を通知します。



なお、材料の準備がありますので申込無しの当日参加は出来ませんのでご了承ください。

開催日	時間	場所
令和 7 年 3 月 1 3 日（木）	午前 10 時から	平田村生涯学習施設 ハレスコ

食改では、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに日々、食生活改善のため様々な事業を企画し、活動しています。随時、食改の会員募集も行っておりますので興味のある方はご連絡ください。

主催：平田村食生活改善推進員会

健康福祉課 ☎55-3119